



長野県報

12月27日(月)

平成16年
(2004年)

第1622号

目次

条例

長野県職員定数条例等の一部を改正する条例(人事活性化チーム)	3
長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(人事活性化チーム)	3
長野県西駒郷条例の一部を改正する条例(障害福祉課)	3
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例(業務課)	5
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(建築管理課)	14
屋外広告物条例等の一部を改正する条例(建築管理課)	14
長野県ガス供給条例を廃止する等の条例(企業局総務課)	16
長野県議会委員会条例の一部を改正する条例(議事課)	16

規則

事務処理規則の一部を改正する規則(人事活性化チーム)	17
長野県組織規則の一部を改正する規則(人事活性化チーム)	18
長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則(人事活性化チーム)	18
消費生活共同組合法施行細則等の一部を改正する規則(生活文化課・園芸特産課・監理課)	18
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(建築管理課)	19
長野県立高等学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則(教育振興課)	19
管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	20
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	20
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	20

告示

平成15年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見(財政改革チーム)	21
平成16年度補正予算要領(財政改革チーム)	32
昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定)の一部改正(農政課)	33
昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部改正(農政課)	33
林道事業補助金交付要綱(昭和34年長野県告示第633号)の一部改正(林業振興課)	33
commonsによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業補助金交付要綱(平成16年長野県告示第445号)の一部改正(森林保全課)	38
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路維持課)	38
木材業者及び製材業者の登録(10件)(信州の木利用推進課)	39
木材業者及び製材業者の登録事項の変更(4件)(信州の木利用推進課)	56
木材業者及び製材業者の登録抹消(10件)(信州の木利用推進課)	57
地方労働委員会関係長野県個人情報保護条例施行規程(平成3年長野県地方労働委員会告示第1号)の一部改正(地方労働委員会事務局)	61
地方労働委員会関係長野県情報公開条例施行規程(平成13年長野県地方労働委員会告示第1号)の一部改正(地方労働委員会事務局)	61

公告

一般競争入札(情報政策課)	61
都市計画の図書の写しの縦覧(水環境課生活排水対策室)	62
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	62
遊漁規則の変更認可(園芸特産課)	62
土地改良区連合の定款変更の認可(土地改良課)	62
土地区画整理事業についての換地処分(都市計画課)	62
一般競争入札(2件)(住宅課)	62
土地改良事業計画書等の縦覧(土地改良課)	64
長野県地方労働委員会規程(昭和33年10月27日県報)の一部改正(地方労働委員会事務局)	64

訓令

職員安全衛生管理規程(平成元年長野県訓令第6号)の一部改正(職員サポート課).....	64
平成17年1月1日付けで別に人事通知書を交付されない者について(義務教育課).....	64
正誤(森林保全課).....	65

本号で公布された条例のあらまし

◇長野県職員定数条例等の一部を改正する条例(条例第41号)

- 1 労働組合法の一部改正に伴い、地方労働委員会の名称を労働委員会に改めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成17年1月1日から施行します。

◇長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 早期希望退職制度の創設に伴い、この制度により退職した職員に対する退職手当について、定年までの年数1年につき2%を上乗せして支給することとしました。
- 2 この条例は、平成17年1月1日から施行します。

◇長野県西駒郷条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 西駒郷の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、当該指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行します。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 葉事法の一部改正に伴い、医薬品等の製造販売業等の許可手数料等の額を定め、及び高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可等の事務を長野市へ委譲するほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行します。

◇長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第45号)

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施手数料の額を改定しました。
- 2 この条例は、平成17年1月1日から施行します。

◇屋外広告物条例等の一部を改正する条例(条例第46号)

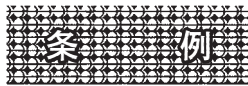
- 1 屋外広告物法の一部改正に伴い、除却された違法広告物の保管及び売却等の手続等を定めるほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇長野県ガス供給条例を廃止する等の条例(条例第47号)

- 1 顧客の利益の拡大及び県民益の確保を図るため、長野県ガス事業を長野都市ガス株式会社に譲渡し、当該事業を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行します。

◇長野県議会委員会条例の一部を改正する条例案(条例第48号)

- 1 労働組合法の一部改正に伴い、地方労働委員会の名称を労働委員会に改めました。
- 2 この条例は、平成17年1月1日から施行します。



長野県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第41号

長野県職員定数条例等の一部を改正する条例

(長野県職員定数条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(1) 長野県職員定数条例(昭和24年長野県条例第37号)第2条第1項

(2) 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)別表第2の1

(3) 長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第2条第1号

(4) 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)第2条第1項

(特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「あつ旋員」を「あつせん員」に改める。

(証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

第3条 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例(昭和34年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第27条第3項」を「第27条の7第1項第1号」に改める。

附則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

人事活性化チーム

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第42号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

30 平成17年1月1日から平成20年3月31日までの間に、5年以上勤続し、かつ、35歳以上の年齢で退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるものに限る。)の退職手当の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる給料月額は、その者の給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係

る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額とする。

31 前項の規定の適用を受ける者については、第5条第2項の規定は、適用しない。

附則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

人事活性化チーム

長野県西駒郷条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第43号

長野県西駒郷条例の一部を改正する条例

長野県西駒郷条例(昭和43年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第2条中「長野県西駒郷」の次に「(以下「西駒郷」という。)」を加える。

第5条中「長野県西駒郷」を「西駒郷」に改め、同条を第8条とする。

第4条を削る。

第3条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「長野県西駒郷」を「西駒郷」に、「使用料」を「その利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号若しくは第15条の11第2項第1号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第2項第1号の規定により市町村長が定める基準により算定した額とする。

第3条を第7条とする。

第2条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 西駒郷の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第4条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準によりその候補者を定め、議会の議決を経て行うものとする。

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人であつて、県内に事務所を有するものであること。

(2) 知的障害者福祉法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守し、適切な管理を行うことができること。

(3) 指定管理者が行う業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

(4) 安定した経営基盤を有していること。

(5) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、西駒郷の管理が効果的かつ効率的に行われるために必要な基準で知事が定めるもの
- 2 知事は、前項の候補者を定めるに当たり、その者に知事が別に定める申請書及び書類の提出を求めるものとする。
- 3 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入所者の入所に関する業務
- (2) 入所者に対する保護並びにその更生に必要な指導及び訓練
- (3) 入所者に対する自活に必要な訓練及び職業の提供
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(管理の基準等)

第6条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知的障害者福祉法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守して行うこと。
- (2) 次項の規定による協定を遵守して行うこと。
- (3) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した入所者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、西駒郷の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの
- 2 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。
- (1) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 入所者等の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、西駒郷の管理に関し必要な事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(指定管理者の指定に関し必要な準備)

- 2 この条例による改正後の長野県西駒郷条例第4条第1項の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正)

- 3 外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年長野県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「委託している」を「行わせている」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

(外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を委託しているもの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものの外部監査契約に基づく監査については、なお従前の例による。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第44号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の19の項中「」の規定を「。以下この項において「法」という。)及び薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号。以下この項において「改正法」という。)の規定に、「第39条第1項」を「法第39条第1項」に、「第40条」を「法第40条」に、「第10条」を「法第10条」に、「第69条第1項」を「法第69条第1項」に、「第69条第2項」を「法第69条第2項」に、

「(5)(3)及び(4)に掲げる事務(医療用具の販売業者又は賃貸業者に係るものを除く。)を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告」を

「(5)改正法附則第17条第2項の規定により行うことができることとされる改正法第2条の規定による改正後の法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可(6)(3)及び(4)に掲げる事務(医療用具の販売業者又は賃貸業者に係るものを除く。)を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告」に改める。

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の19の項を次のように改める。

- 19 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 - (1) 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可
 - (2) 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新
 - (3) 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出の受理
 - (4) 法第40条第1項において準用する法第10条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理
 - (5) 法第40条第2項において準用する法第10条の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理
 - (6) 法第69条第1項の規定による医薬品の製造販売業者又は製造業者(政令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売又は製造に係るものに限る。)に対する立入検査等
 - (7) 法第69条第2項の規定による薬局開設者、医薬品の販売業者又は法第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する立入検査等
 - (8) 法第70条第1項の規定による医療機器を業務上取り扱う者(販売業者及び賃貸業者に限る。)に対する廃棄等の命令
 - (9) 法第72条第4項の規定による法第39条第1項又は第39条の3第1項の医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する構造設備の改善命令等
 - (10) 法第72条の3第1項の規定による法第39条第1項又は第39条の3第1項の医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する措置命令
 - (11) 法第72条の3第2項の規定による法第39条第1項の医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する措置命令
 - (12) 法第73条の規定による医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する管理者の変更命令
 - (13) 法第75条第1項の規定による許可の取消し等(法第39条第1項又は第39条の3第1項の医療機器の販売業者又は賃貸業者に係るものに限る。)
 - (14) 法第76条の規定による通知等((2)の許可の更新に係るものに限る。)
 - (15) 政令第44条第1項の規定による許可証の交付((1)及び(2)の許可等に係るものに限る。)
 - (16) 政令第45条第1項の規定による許可証の書換え交付(法第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業者又は賃貸業者に係るものに限る。(17)から(21)までにおいて同じ。)
 - (17) 政令第45条第2項の規定による申請書の受理
 - (18) 政令第46条第1項の規定による許可証の再交付
 - (19) 政令第46条第2項の規定による申請書の受理
 - (20) 政令第46条第3項の規定による許可証の返納の受理
 - (21) 政令第47条の規定による許可証の返納の受理
 - (22) 政令第48条の規定による許可台帳の備付け及び記載((1)の許可に係るものに限る。)
 - (23) (6)及び(7)に掲げる事務(法第39条第1項又は第39条の3第1項の医療機器の販売業者又は賃貸業者に係るものを除く。)を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告

長野市

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第3条 長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の33の項を次のように改める。

33 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)に関する事務

区 分	単 位	金 額	
(1) 法第4条第1項の規定による薬局開設の許可の申請に対する審査	1 件	29,000円	
(2) 法第4条第2項の規定による薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	〃	11,000円	
(3) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)第80条第1項第1号及び第2項第1号の規定による法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器(以下この項において「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査	ア 第一種医薬品製造販売業許可(ウに掲げるものを除く。)	〃	144,800円
	イ 第二種医薬品製造販売業許可(ウに掲げるものを除く。)	〃	135,800円
	ウ 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの(以下この項において「薬局製造販売医薬品」という。)の製造販売に係る許可	〃	7,800円
	エ 医薬部外品製造販売業許可(オに掲げるものを除く。)	〃	88,400円
	オ 医薬部外品製造販売業許可(政令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外のものの製造販売である場合の許可に限る。(4)のオにおいて同じ。)	〃	70,200円
	カ 化粧品製造販売業許可	〃	70,200円
	キ 第一種医療機器製造販売業許可	〃	144,800円
	ク 第二種医療機器製造販売業許可	〃	135,800円
	ケ 第三種医療機器製造販売業許可	〃	89,000円
(4) 政令第80条第1項第1号及び第2項第1号の規定による法第12条第2項に規定する医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	ア 第一種医薬品製造販売業許可の更新(ウに掲げるものを除く。)	〃	115,800円
	イ 第二種医薬品製造販売業許可の更新(ウに掲げるものを除く。)	〃	108,600円
	ウ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の更新	〃	5,700円
	エ 医薬部外品製造販売業許可の更新(オに掲げるものを除く。)	〃	70,700円
	オ 医薬部外品製造販売業許可の更新	〃	56,100円
	カ 化粧品製造販売業許可の更新	〃	56,100円
	キ 第一種医療機器製造販売業許可の更新	〃	115,800円
	ク 第二種医療機器製造販売業許可の更新	〃	108,600円
	ケ 第三種医療機器製造販売業許可の更新	〃	71,200円
(5) 政令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第2項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査	ア 医薬品の製造に係る許可のうち薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。)第26条第1項第3号に掲げる区分に係るもの	〃	81,100円
	イ 医薬品の製造に係る許可のうち省令第26条第1項第4号に掲げる区分に係るもの	〃	70,800円
	ウ 医薬品の製造に係る許可のうち省令第26条第1項第5号に掲げる区分に係るもの	〃	46,800円
	エ 医薬品の製造に係る許可のうち省令第26条第2項第2号に掲げる区分に係るもの	〃	70,800円
	オ 医薬品の製造に係る許可のうち省令第26条第2項第3号に掲げる区分に係るもの	〃	46,800円
	カ 薬局製造販売医薬品の製造に係る許可	〃	11,000円

	キ 医薬部外品の製造に係る許可のうち省令第26条第3項第1号に掲げる区分に係るもの	〃	81,100円
	ク 医薬部外品の製造に係る許可のうち省令第26条第3項第2号に掲げる区分に係るもの	〃	35,400円
	ケ 医薬部外品の製造に係る許可のうち省令第26条第3項第3号に掲げる区分に係るもの	〃	28,900円
	コ 化粧品製造に係る許可のうち省令第26条第4項第1号に掲げる区分に係るもの	〃	35,400円
	サ 化粧品製造に係る許可のうち省令第26条第4項第2号に掲げる区分に係るもの	〃	28,900円
	シ 医療機器の製造に係る許可のうち省令第26条第5項第2号に掲げる区分に係るもの	〃	81,100円
	ス 医療機器の製造に係る許可のうち省令第26条第5項第3号に掲げる区分に係るもの	〃	70,800円
	セ 医療機器の製造に係る許可のうち省令第26条第5項第4号に掲げる区分に係るもの	〃	46,800円
(6) 政令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第3項に規定する医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査	ア 医薬品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第1項第3号に掲げる区分に係るもの	〃	54,300円
	イ 医薬品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第1項第4号に掲げる区分に係るもの	〃	48,500円
	ウ 医薬品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第1項第5号に掲げる区分に係るもの	〃	35,100円
	エ 医薬品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第2項第2号に掲げる区分に係るもの	〃	48,500円
	オ 医薬品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第2項第3号に掲げる区分に係るもの	〃	35,100円
	カ 薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の更新	〃	5,700円
	キ 医薬部外品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第3項第1号に掲げる区分に係るもの	〃	54,300円
	ク 医薬部外品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第3項第2号に掲げる区分に係るもの	〃	22,500円
	ケ 医薬部外品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第3項第3号に掲げる区分に係るもの	〃	20,500円
	コ 化粧品製造に係る許可の更新のうち省令第26条第4項第1号に掲げる区分に係るもの	〃	22,500円
	サ 化粧品製造に係る許可の更新のうち省令第26条第4項第2号に掲げる区分に係るもの	〃	20,500円
	シ 医療機器の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第5項第2号に掲げる区分に係るもの	〃	54,300円
	ス 医療機器の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第5項第3号に掲げる区分に係るもの	〃	48,500円
セ 医療機器の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第5項第4号に掲げる区分に係るもの	〃	35,100円	
(7) 政令第80条第2項第3号の規定による法第13条第6項に	ア 医薬品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第1項第3号に掲げる区分であるものに係るもの	〃	74,400円

規定する医薬品等の製造所に係る許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	イ	医薬品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第1項第4号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	63,900円
	ウ	医薬品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第1項第5号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	39,900円
	エ	医薬品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第2項第2号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	63,900円
	オ	医薬品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第2項第3号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	39,900円
	カ	医薬部外品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第3項第1号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	74,400円
	キ	医薬部外品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第3項第2号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	33,500円
	ク	医薬部外品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第3項第3号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	27,000円
	ケ	化粧品製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第4項第1号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	33,500円
	コ	化粧品製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第4項第2号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	27,000円
	サ	医療機器の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第5項第2号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	74,400円
	シ	医療機器の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第5項第3号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	63,900円
	ス	医療機器の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第5項第4号に掲げる区分であるものに係るもの		〃	39,900円
(8) 政令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定による法第14条第1項に規定する医薬品、医薬部外品及び医療機器の製造販売の承認の申請に対する審査	医薬品	ア 医療用医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。）		〃	200,100円
		イ 日本薬局方に収められている医薬品（ウに掲げるものを除く。）		〃	35,300円
		ウ 薬局製造販売医薬品		〃	90円
		エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品		〃	71,000円
	医薬部外品				〃
医療機器				〃	103,800円
(9) 政令第80条第2項第7号の規定による法第14条第6項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）に規定する調査	法第14条第1項の承認を受けようとするときの調査	医薬品（体外診断用医薬品を除く。）	ア 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬品が同号に規定する無菌医薬品（以下この項において「無菌医薬品」という。）である場合に限る。）	〃	54,000円
			イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1	〃	47,200円

			項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬品が無菌医薬品である場合を除く。)	〃	
			ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	30,700円
	医薬品 (体外診断用医薬品に限る。)		ア 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第2項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	47,200円
			イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	30,700円
			ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第3項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬品が同号に規定する無菌医薬品(以下この項において「無菌医薬品」という。)である場合に限る。)	〃	54,000円
	医薬部外品		ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が同号に規定する滅菌医薬部外品である場合を除く。)	〃	47,200円
			イ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	30,700円
			ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第5項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が同号に規定する滅菌医薬部外品である場合を除く。)	〃	54,000円
	医療機器		ア 当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医療機器が同号に規定する滅菌医療機器である場合を除く。)	〃	47,200円
			イ 当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	30,700円
			ウ 当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	30,700円
法第14条第1項の承認の取得後政令で定める期間を経過するごとの調査	医薬品 (体外診断用医薬品を除く。)	ア 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬品が無菌医薬品である場合に限る。)	品目の数が1である場合	〃	83,500円
			品目の数が2以上である場合	〃	8万3,500円に1を超える品目の数に2,500円を乗じて得た額を加えた額
		イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬品が無菌医薬品である場合を除く。)	品目の数が1である場合	〃	69,900円
			品目の数が2以上である場合	〃	6万9,900円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額
		ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	36,800円
			品目の数が2以上である場合	〃	3万6,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額

医薬品 (体外診断用医薬品に限る)	ア 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第2項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	69,900円
		品目の数が2以上である場合	〃	6万9,900円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額
	イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	36,800円
		品目の数が2以上である場合	〃	3万6,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額
医薬部外品	ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。)	品目の数が1である場合	〃	83,500円
		品目の数が2以上である場合	〃	8万3,500円に1を超える品目の数に2,500円を乗じて得た額を加えた額
	イ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合を除く。)	品目の数が1である場合	〃	69,900円
		品目の数が2以上である場合	〃	6万9,900円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額
	ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	36,800円
		品目の数が2以上である場合	〃	3万6,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額
医療機器	ア 当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医療機器が滅菌医療機器である場合に限る。)	品目の数が1である場合	〃	83,500円
		品目の数が2以上である場合	〃	8万3,500円に1を超える品目の数に2,500円を乗じて得た額を加えた額
	イ 当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医療機器が滅菌医療機器である場合を除く。)	品目の数が1である場合	〃	69,900円
		品目の数が2以上である場合	〃	6万9,900円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額

			ウ 当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	36,800円
				品目の数が2以上である場合	〃	3万6,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額
(10) 政令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定による法第14条第9項に規定する医薬品、医薬部外品及び医療機器の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査	医薬品		ア 医療用医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。）		〃	95,900円
			イ 日本薬局方に収められている医薬品（ウに掲げるものを除く。）		〃	20,700円
			ウ 薬局製造販売医薬品		〃	90円
			エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品		〃	30,700円
		医薬部外品			〃	20,700円
		医療機器			〃	61,700円
(11) 法第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可の申請に対する審査			ア 専ら動物のために使用する医薬品の販売業（法第25条第4号に規定する販売業に限る。）		〃	22,000円
			イ ア以外の販売業		〃	29,000円
(12) 法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査					〃	11,000円
(13) 法第26条第3項ただし書の規定による医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可の申請に対する審査					〃	7,100円
(14) 法第33条第1項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付					〃	7,100円
(15) 法第33条第1項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の書換え交付					〃	2,000円
(16) 法第33条第1項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の再交付					〃	2,900円
(17) 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査					〃	29,000円
(18) 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請に対する審査					〃	11,000円
(19) 政令第80条第2項第3号の規定による法第40条の2第2項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査					〃	70,800円
(20) 政令第80条第2項第3号の規定による法第40条の2第3項に規定する医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査					〃	48,500円
(21) 政令第80条第2項第3号の規定による法第40条の2第5項に規定する事業所に係る修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査					〃	17,800円
(22) 政令第80条第2項第7号の規定による法第80条第1項に規定する調査	製造をしようとするときの調査	医薬品（体外診断用医薬品を除く。）	ア 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬品が無菌医薬品である場合に限る。）		〃	54,000円
			イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬品が無菌医薬品である場合を除く。）		〃	47,200円
			ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの		〃	30,700円

	医薬品 (体外診断用医薬品に限る。)	ア	当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第2項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	47,200円		
		イ	当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	30,700円		
		医薬部外品	ア	当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。)	〃	54,000円	
			イ	当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合を除く。)	〃	47,200円	
			ウ	当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	30,700円	
		医療機器	ア	当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医療機器が滅菌医療機器である場合に限る。)	〃	54,000円	
	イ		当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医療機器が滅菌医療機器である場合を除く。)	〃	47,200円		
	ウ		当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	30,700円		
	製造の開始後政令で定める期間を経過することの調査	医薬品 (体外診断用医薬品を除く。)	ア	当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬品が無菌医薬品である場合に限る。)	品目の数が1である場合	〃	83,500円
				品目の数が2以上である場合	〃	8万3,500円に1を超える品目の数に2,500円を乗じて得た額を加えた額	
			イ	当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬品が無菌医薬品である場合を除く。)	品目の数が1である場合	〃	69,900円
					品目の数が2以上である場合	〃	6万9,900円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額
ウ			当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	36,800円	
				品目の数が2以上である場合	〃	3万6,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額	
医薬品 (体外診断用医薬品に限る。)	ア	当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第2項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	69,900円		
			品目の数が2以上である場合	〃	6万9,900円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額		

			イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	36,800円
				品目の数が2以上である場合	〃	3万6,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額
		医薬部外品	ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。）	品目の数が1である場合	〃	83,500円
				品目の数が2以上である場合	〃	8万3,500円に1を超える品目の数に2,500円を乗じて得た額を加えた額
			イ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合を除く。）	品目の数が1である場合	〃	69,900円
				品目の数が2以上である場合	〃	6万9,900円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額
			ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	36,800円
				品目の数が2以上である場合	〃	3万6,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額
		医療機器	ア 当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医療機器が滅菌医療機器である場合に限る。）	品目の数が1である場合	〃	83,500円
				品目の数が2以上である場合	〃	8万3,500円に1を超える品目の数に2,500円を乗じて得た額を加えた額
			イ 当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医療機器が滅菌医療機器である場合を除く。）	品目の数が1である場合	〃	69,900円
				品目の数が2以上である場合	〃	6万9,900円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額
			ウ 当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	36,800円
				品目の数が2以上である場合	〃	3万6,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額
			(23) 政令第5条第1項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付		〃	2,000円

(24) 政令第6条第1項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の再交付	〃	2,900円
(25) 政令第12条第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定による医薬品等の製造業の許可証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付	〃	2,000円
(26) 政令第13条第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定による医薬品等の製造業の許可証又は医療機器の修理業の許可証の再交付	〃	2,900円
(27) 政令第45条第1項の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証（法第26条第3項ただし書の許可に係る許可証を含む。以下この項において同じ。）の書換え交付	〃	2,000円
(28) 政令第46条第1項の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付	〃	2,900円

（長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部改正）

第4条 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例（昭和23年長野県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「医療用具」を「医療機器」に改める。

（長野県地方薬事審議会条例の一部改正）

第5条 長野県地方薬事審議会条例（昭和37年長野県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第3条第1項」に、「基づき」を「より」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。

（施行日前に受けようとする審査又は調査に係る手数料）

2 この条例の施行の日前に薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第17条第2項又は薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成15年政令第535号）附則第9条の規定により第3条の規定による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の33の項の区分の欄に掲げる審査又は調査を受けようとする者は、当該審査又は調査の区分に応じ同項の金額の欄に定める額の手数を納めなければならない。

薬務課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第45号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の69の項中「13,900円」を「15,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

建築管理課

屋外広告物条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第46号

屋外広告物条例等の一部を改正する条例

（屋外広告物条例の一部改正）

第1条 屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 規制」を「第2章 屋外広告物の制限」に、「第4節 許可の更新等（第12条—第18条）」を

「第4節 許可の更新等（第12条—第16条）」に改める。
第2章の2 監督（第17条—第18条の2）」

第1条中「」の規定」を「。以下「法」という。）の規定」に、「の場所及び方法並びに」を「及び」に、「及び維持」を「並びにこれらの維持」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 屋外広告物の制限

第2条第1項第8号中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改める。

第3条の見出しを「（屋外広告物の表示の方法等の基準）」に改

め、同条第1項中「形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害し」を「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し」に、「対し危害を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める」を「対する危害を防止するため、次項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合しない」に改め、同条第2項中「前項に規定する広告物等」を「第2項第5号及び前項第2号に掲げる基準」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及びその維持の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保安上使用する場合を除き、地色に彩度15未満の色を使用していること。
- (2) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用していないこと。
- (3) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
- (4) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあっては、その面が塗装されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 屋外広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法及びその維持の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第3号に掲げる基準
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準
- 第4条第1項第4号中「美観風致を維持」を「良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止」に改める。

第7条第4項中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改める。

第8条第1項第2号中「美観風致を維持」を「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止」に改める。

第9条第1項中「美観風致」を「良好な景観の形成又は風致」に改める。

第16条の次に次の章名を付する。

第2章の2 監督

第17条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「当該」を「当該広告物等の表示、設置若しくは改造の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該」に、「処置」を「措置」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「当該」を「15日以上」の期限を定め、当該」に、「処置」を「措置」に改める。

第18条中「屋外広告物法」を「法」に、「期間を定め、その期間内に」を「期限を定め、」に、「期間内に除却」を「期限内までに除却」に改め、第2章の2中同条の次に次の1条を加える。

(保管した広告物等の告示及び売却等)

第18条の2 知事は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 当該広告物等の名称、種類及び数量
- (2) 当該広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
- (3) 当該広告物等の保管場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該広告物等を返還するため必要な事項で知事が定めるもの

2 知事は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等について保管物件一覧簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

3 知事は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第1項の規定による告示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した当該広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

4 前項の広告物等の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 第3項の規定による広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この項において「競争入札」という。）に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により行うことができる。

第25条及び第27条中「処置」を「措置」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正) 第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の45の項中「」及び」を「。以下この項において「法」という。）及び」に、「以下」を「平成5年長野県条例第23号。以下」に、

「
 (1) 屋外広告物法第7条第2項の規定による違反広告物等の除却等の措置
 (2) 屋外広告物法第7条第3項の規定による違反はり紙の除却
 (3) 屋外広告物法第7条第4項の規定による違反はり札又は違反立看板の除却
 」

を
 「
 (1) 法第7条第2項の規定による違反広告物等の除却等の措置
 (2) 法第7条第3項の規定による違反広告物等の除却等の措置及びその費用の徴収
 (3) 法第7条第4項の規定による違反はり紙、違反はり札等、違反広告旗又は違反立看板等の除却
 (4) 法第8条第1項の規定による除却広告物等の保管
 (5) 法第8条第4項の規定による保管広告物等の廃棄
 (6) 法第8条第5項の規定による売却した代金の売却に要した費用への充当
 (7) 法第8条第6項の規定による広告物等の除却等の措置に要した費用の請求
 」

に、「(4)」を「(8)」に、「(5)」を「(9)」に、「(6)」を「(10)」に、「(7)」を「(11)」に、「(8)」を「(12)」に、「(9)」を「(13)」に、「(10)」を「(14)」に、「(11)」を「(15)」に、「(12)」を「(16)」に、「(13)」を「(17)」に、「(14)」を「(18)」に、「除却等の命令」を「停止、除却等の命令」に、「(15)」を「(19)」に、

「 (16) 条例第18条の規定による除却すべき旨等の告示 」

を

「 (20) 条例第18条の規定による除却すべき旨等の告示
 (21) 条例第18条の2第1項の規定による保管広告物等の返還に必要な事項の告示
 (22) 条例第18条の2第2項の規定による保管物件一覧簿の作成等
 (23) 条例第18条の2第3項の規定による保管広告物等の評価及び売却並びにその売却した代金の保管 」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築管理課

長野県ガス供給条例を廃止する等の条例をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第47号

長野県ガス供給条例を廃止する等の条例

(長野県ガス供給条例の廃止)

第1条 長野県ガス供給条例(昭和46年長野県条例第20号)は、廃止する。

(長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部改正)

第2条 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例(昭和41年長野県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第3条第2項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(長野県公営企業の組織に関する条例の一部改正)

2 長野県公営企業の組織に関する条例(昭和36年長野県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、長野県水道事業及び長野県ガス事業」を「及び長野県水道事業」に改める。

(長野県公営企業の業務の状況を説明する書類の作成及び提出に関する条例の一部改正)

3 長野県公営企業の業務の状況を説明する書類の作成及び提出に関する条例(昭和36年長野県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、長野県水道事業及び長野県ガス事業」を「及び長野県水道事業」に改める。

(長野県公営企業の2以上の事業を通じて管理者1人を置くことを定める条例の一部改正)

4 長野県公営企業の2以上の事業を通じて管理者1人を置くことを定める条例(昭和38年長野県条例第18号)の一部を次のように

改正する。

本則第4号を削る。

(議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

5 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(昭和39年長野県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削る。

企業局総務課

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第48号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例(昭和35年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号のイ中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

議 事 課